

いわき市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、いわき市いわき駅北口駐車場外3駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年4月1日

いわき市長

内田 広之

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社ジェイ・ケイ・リアルタイム
代表取締役 木田 俊
- 2 指定公金事務取扱担当者の事務所の所在地
いわき市常磐水野谷町亀ノ尾 171 番地
- 3 指定公金事務取扱担当者に委託した公金事務に係る歳入等
いわき市いわき駅北口駐車場、いわき市平十五町目駐車場、
いわき市湯本駅前広場駐車場及びいわき市植田駅前広場駐車場に係る使用料
- 4 指定公金事務取扱担当者に指定をした日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱担当者に委託をした日
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで